

〔『法学新報』第29卷1(326)号 大正8年1月1日〕

○学制公布 曩に枢密院本會議の議決を経たる新大学令及び新  
高等学校令は去月五日御裁可を仰き同日公布せられたるか其全  
文左の如し

○大学令

- 第一条 大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並ニ  
其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思  
想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス
- 第二条 大学ニハ数箇ノ学部ヲ置クヲ常例トス但シ特別ノ必要  
アル場合ニ於テハ單一箇ノ学部ヲ置クモノヲ以テ一大学ト  
為スコトヲ得学部ハ法学、医学、工学、文学、理学、農学、  
経済学及商学ノ各部トス
- 特別ノ必要アル場合ニ於テ実質及規模一学部ヲ構成スルニ適  
スルトキハ前項ノ学部ヲ分合シテ学部ヲ設クルコトヲ得
- 第三条 学部ニハ研究課ヲ置ク可シ
- 数箇ノ学部ヲ置キタル大学ニ於テハ研究科間ノ聯絡協調ヲ期  
スル為メ之ヲ綜合シテ大学院ヲ設クルコトヲ得
- 第四条 大学ハ帝国大学其ノ他官立ノモノノ外本令ノ規定ニ依  
リ公立又ハ私立ト為スコトヲ得
- 第五条 公立大学ハ特別ノ必要アル場合ニ於テ北海道及府県ニ

限リ設立スルコトヲ得

第六条 私立大学ハ財団法人タルコトヲ要ス但シ特別ノ必要ニ  
因リ学校経営ノミヲ目的トスル財団法人カ其ノ事業トシテ之  
ヲ設立スル場合ハ此ノ限リニ在ラス

第七条 前条ノ財団法人ハ大学ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル  
資金及ヒ少クトモ大学ヲ維持スルニ足ルヘキ収入ヲ生スル基  
本財産ヲ有スルコトヲ要ス

基本財産中前項ニ該当スルモノハ現金又ハ国債証券其ノ他文  
部大臣ノ定ムル有価証券トシ之ヲ供託スヘシ

第八条 公立及私立ノ大学ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受ク  
ヘシ学部ノ設置廢止亦同シ

前項ノ認可ハ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ請フヘシ

第九条 学部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ当該大学予科ヲ修了シ  
タル者、高等学校高等科ヲ卒リタル者又ハ文部大臣ノ定ムル  
所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認めラレタル者トス

入学順位ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十条 学部ニ三年以上在学シ一定ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタ  
ル者ハ学士ト称スルコトヲ得

前項ノ在学年限ハ医学ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上トス

第十一条 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ医学ヲ修ムル者ニ在リ  
テハ四年以上、其他ノ者ニ在リテハ三年以上当該学部ニ在学  
シ其ノ他相当ノ学力ヲ具ヘタル者ニシテ当該学部ニ於テ適當  
ト認めタルモノトス

第十二条 大学ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ予科ヲ置クコト

ヲ得大学予科ニ於テハ高等学校高等科ノ程度ニ依リ高等普通教育ヲ為スヘシ

第十三条 大学予科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス

修業年限三年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校第四学年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認めラレタル者トス

修業年限二年ノ大学予科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認めラレタル者トス

第十四条 大学予科ノ設備、編制、教員及教科書ニ付テハ高等学校高等科ニ関スル規定ヲ準用ス

第十五条 大学予科ノ生徒定数ハ毎年ノ予科修了者ノ員數カ其ノ年当該大学ニ收容シ得ル員數ヲ超過セサル程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第十六条 大学及大学予科ノ學則ハ法令ノ範圍内ニ於テ當該大學之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十七条 公立及私立ノ大学ニハ相当員數ノ専任教員ヲ置クヘシ

第十八条 私立大学ノ教員ノ採用ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ  
公立大学ノ教員ニシテ官吏ノ待遇ヲ受ケサル者ニ付亦同シ

第十九条 公立及私立ノ大学ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

第二十条 文部大臣ハ公立及私立ノ大学ニ對シ報告ヲ徴シ檢閲ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第二十一条 本令ニ依ラサル学校ハ勅定規程ニ別段ノ定メアル

場合ヲ除クノ外大学ト稱シ又ハ其ノ名称ニ大学タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得ス

#### 附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス本令施行ノ際現ニ大学ト稱シ又ハ其ノ名称ニ大学タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用フル学校ニハ当分ノ内第二十一条ノ規定ヲ適用セス

#### ○高等学校令

第一条 高等学校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ国民道德ノ充實ニ力ムヘキモノトス

第二条 高等学校ハ官立、公立又ハ私立トス

第三条 高等学校ヲ設立スルコトヲ得ル公共団体ハ北海道及府県トス

第四条 私立高等学校ハ財団法人タルコトヲ要ス但シ特別ノ必要ニ因リ學校經營ノミヲ目的スル<sup>(ハマ)</sup>財団法人カ其事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五条 前条ノ財団法人ハ高等学校ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少クトモ高等学校ヲ維持スルニ足ルヘキ収入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス

但シ其ノ基本財産ノ額ハ五十万円ヲ下ルコトヲ得ス基本財産中前項ニ該當スルモノハ現金又ハ國債証券其ノ他文部大臣ノ定ムル有価証券トシ之ヲ供託スヘシ

第六条 公立及私立ノ高等学校ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第七条 高等学校ノ修業年限ハ七年トシ高等科三年尋常科四年

トス高等学校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得

第八条 高等学校高等科ヲ分チテ文科及理科トス

第九条 高等学校ニハ高等科ヲ卒リタル者ノ為ニ専攻科ヲ置ク

コトヲ得其ノ修業年限一年トス

専攻科ヲ卒リタル者ハ得業士ト称スルコトヲ得

専攻科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十条 高等学校ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ予科ヲ置クコ

トヲ得但シ第七条第二項ノ高等学校ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

高等学校ノ予科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一条 高等学校尋常科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ当該学校

予科ヲ修了シタル者、尋常小学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大

臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認めラレタル

者トス

第十二条 高等学校高等科ニ入学スル事ヲ得ル者ハ当該学校尋

常科ヲ修了シタル者、中学校第四学年ヲ修了シタル者又ハ文

部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認めラレ

タル者トス

第十三条 高等学校ノ生徒定数ハ高等科四百八十人以内、尋常

科三百二十人以内トシ第七条第二項ノ高等学校ニ在リテハ専

攻科ヲ除キ六百人以上トス

第十四条 高等学校ニ於テハ同科同学年ノ生徒ヲ以テ学級ヲ編

制スヘシ

一学級ノ生徒ノ定数ハ四十人以内トス

第十五条 高等学校ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ学科目

ノ種類ニ從ヒ学級ノ異ナル生徒ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スル  
コトヲ得

第十六条 高等学校ノ教員ハ文部大臣ノ授与シタル高等学校教

員免許状ヲ有スル者タルコトヲ要ス但シ文部大臣ノ定ムル所

ニ依リ免許状ヲ有セサル者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

高等学校教員免許状ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十七条 高等学校ノ設備、編制学科目及其ノ程度、教科書並

ニ生徒ノ入学、退学及懲戒、授業料、入学料等ニ関スル規程

ハ文部大臣之ヲ定ム

第十八条 公立及私立ノ高等学校ハ文部大臣ノ監督ニ属ス

第十九条 文部大臣ハ公立及私立ノ高等学校ニ対シ報告ヲ徴シ

検閲ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第二十条 本令ニ依ラサル学校ハ勅定規程ニ別段ノ定アル場合

ヲ除クノ外高等学校ト称シ又ハ其ノ名称ニ高等学校タルコト

ヲ示スヘキ文字ヲ用フルコトヲ得ス

#### 附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十七年勅令第七十五号高等学校令及高等中学校ハ之ヲ廢  
(令・脱)

止ス

旧令ニ依ル高等学校ハ之ヲ本令ニ依ル高等学校トス

前項ノ高等学校ニハ当分ノ内第十三条ノ規定ヲ適用セス

高等学校大学予科ハ大正十年八月三十一日マテ之ヲ存置ス